教弘保険加入者の皆様へ



宿泊補助が変わります！

より便利に
スピーディーに

2027（令和9）年4月1日より

1. **支部ホームページ・広報誌に掲載している宿泊施設に限り補助対象に**
2. **「宿泊利用券（宿泊当日の割引）」から「銀行振込（宿泊後の送金）」に**

STEP① 宿泊前の申請が不要

ご宿泊時に宿泊証明書（又は領収書）※を受領



※支部によっては必要書類が異なる場合があります。

STEP② 紙の利用券が不要

スマホ・PCでマイページから1回で電子申請が完了※

※支部によってはマイページを使用しない従来通りの申請方法（郵送申請・電話申請等）も当面残る予定です。

※マイページの詳細につきましては、今後広報誌やホームページ等でお知らせする予定です。



STEP③ 郵送の待ち時間なし

ご宿泊後に銀行口座へ補助金額をお振込





宿泊補助の
変更点については
こちらへ!!



公益財団法人 日本教育公務員弘済会